

陳 情

高等学校内に期日前投票所を設けることについて

(願 意)

1. 若者の低投票率対策として市内の高等学校内に期日前投票所を設置すること。
2. 選挙事務の一部を当該高等学校内の生徒会へ委託すること。

(理 由)

1. 総務省によると期日前投票所をどこに設置するのかは、市区町村の選挙管理委員会に任されています。
2. 2015年の公職選挙法改正に伴い、選挙年齢が18歳以上に引き下げられましたが、2021年の衆議院選挙の10代の投票率は、43.21%です。
3. また、今年4月に改正民法が施行され高校3年生を含めた18歳と19歳が一斉に「大人」の仲間入りとなり、社会における責任が重くなりました。
4. 読売新聞社が昨年の衆議院選挙で高等学校内に期日前投票所を設置されたかどうか調査したところ20県88校であり、千葉県内では1校もなかったと記事にありました。
5. 地元の高校生たちに願意について聞いたところ「本物の投票を学校で行うことで、より身近に選挙が感じられ、主権者意識が高まるとか、高等学校内に期日前投票所を設置することは、利便性以上に自分達の中で政治的な話や候補者の政策等についての会話のきっかけになる等々」の意見が多数寄せられました。 以上

添付資料

読売新聞掲載記事 1部